



第五次大竹市総合計画

前期基本計画に示す役割分担 No.2

問い合わせ 企画財政課 ☎21255

「わがまちプラン」の基本理念「これからのまちづくりは、互いの役割を明確にしてみんなでつくりあげる」を受け、前期基本計画では、市民一人一人が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持つきっかけとなる行動事例として「市民が担うこと」を掲載しています。

これは、みんなでよいまちを作っていくために、あなたに期待する行動の例です。生活の中でちょっと気にかけるだけでできることがたくさんあります。多くの行動を実行に移すことで、一緒によいまちをつくっていきましょう。



大竹を愛する人づくり 互いを尊重し、 支え合う人づくり

めざすまちの姿

他人との違いを認め一人一人を尊重する、笑顔があふれるまち

市民が担うこと

ポイント

☆認めよう
☆行動を起こそう

具体的にはこんな感じ

- 偏見や差別意識をなくします。
- 正しい知識を学び、学んだことを暮らしの中で実践します。
- 家庭や職場、地域活動において、性別にとらわれず、権利と責任を分かち合います。



生活基盤が整ったまち 地域産業の振興

めざすまちの姿

働く場所が増える、チャンスが多いまち

市民が担うこと

ポイント

- ☆地域の産品を利用しよう
- ☆しっかり働き、しっかり楽しもう
- 具体的なにはこんな感じ
- 特産品や市内の工業産品をPRします。
- 地産地消を実践します。
- メリハリのある働き方を考え、仕事と生活の調和をめざします。
- ごみを持ち帰るなど、山や海を大切にします。

活用しよう、子育て支援サービス

問い合わせ 福祉課 ☎2148

一時預かり(一時保育)

保育所に入所していない子どもで、保護者が傷病、私的理由などで保育できない場合、一時的に保育所で保育します。

利用日時

月曜日～土曜日(祝日は休み)

時間は、各保育所に問い合わせください。

対象

市内在住の小学校就学前の子ども

料金

1人1日当たり、1,500円、2,500円程度です。年齢や利用時間などによって利用料金が異なりますので、詳しくは各保育所に問い合わせてください。

申し込み

利用希望の前日までに、利用する各保育所に直接申し込んでください。

実施施設

- 本町保育所(本町1) ☎531995
- 立戸保育所(立戸3) ☎535585
- さかえ保育所(西栄3) ☎522522
- 知恩保育園(玖波3) ☎577322

○ 玖波保育所(玖波5) ☎577307

病後児保育

病気の回復期にあり、まだ集団保育や通学が困難な子どもを保育します。

利用日時

月曜日～土曜日

8時30分～18時(日曜日、祝日、お盆、年末年始はお休み)

※ 原則、1回の利用につき7日間までです。

対象 市内の保育所・幼稚園・小学校に在籍する満1歳から小学校3年生までの子ども

料金 1人1日当たり2,000円(一律料金)と食事代実費(500円程度)

申し込み 利用希望の前日の17時までに直接申し込んでください。医療機関で書いてもらうかかりつけ票が必要でです。

実施施設

- やまと病院(元町1) ☎528010



消費者シリーズ

No.152

子どもを自転車に乗せたときの転倒に注意

問い合わせ 地域振興課 ☎2131

国が行ったアンケートによると、回答者の7割が、子どもを自転車に乗せたときに転倒した、または転倒しそうになった経験があるそうです。

「転倒しそうになった場面」

走行中、停車中、押し歩くとき、子どもの乗せ降ろし中などに、転倒しそうになっています。

「アドバイス」

- 子どもを乗せて自転車を扱うときには、押し歩きや駐輪しようとしているときも転倒の危険があることを認識する。また、必ずヘルメットを乗車前に着用させる。
- 子どもを乗せたら重さが増すため、確実に支えることができるよう、必ず両手で自転車を操作する。また、後席に子どもを乗せたときに、重さで後席が倒れこむ場合や、前輪が浮く場合があるため特に注意する。後席を荷台に取り付けるときには、荷台の前方に取り付ける。
- 子どもの乗せ降ろしするときには、ハンドルがまっすぐ前を向いていること、自転車が横方向に傾いていないことを確認し、スタンドをロックするとともに、旋回抑制機構を使用する。
- 子どもの乗車位置によって感覚が大きく異なるので、乗せる位置を変更するときなどは、安全な場所です十分に練習する。
- 乗車する子どもの人数に応じて、基準に適合した自転車を選択する。

(広島県生活センター発行くらしのフレッシュ便平成23年11月号より)

年金のはなし

No.187

国民年金の種別が変わったときには届出が必要です

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082123214171・市民課 ☎2142

日本に住んでいる20歳以上、60歳未満のすべての方は、国民年金制度に加入する義務があります。ただし、種別が3つに分かれており、就職や結婚などで種別が変更になるときは、届出が必要で、届け出を忘れると、年金が受け取れないことがあるので、忘れずに手続きを行います。

国民年金制度の種別

- 第1号被保険者 自営業や、農業、漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方など
 - 第2号被保険者 会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方
 - 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
- 種別が変更となる場合**
- 第1号被保険者となる場合 第2号被保険者の方が退職した時です。また、扶養されていた第3号被保険者の方も対象です。ただし、60歳以上の方や、第3号被保険者になる場合は除きます。手続は市民課で行います。
 - 第2号被保険者となる場合 第1号被保険者または第3号被保険者の方が就職して、厚生年金などに加入した時です。手続は勤務先で行います。
 - 第3号被保険者となる場合 第2号被保険者の被扶養配偶者になる時です。手続は配偶者の勤務先で行います。

すぐできる介護予防

No.27

転ばぬ先の杖

問い合わせ 保健介護課 ☎2144

市は、平成24年度から3年間の、第5期高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定中です。今年度、その基礎資料となるニーズ調査を実施したところ、介護予防に関する取り組みについて、回答者の50%が「取り組んでいる、あるいは取り組みたい」と回答されています。

また、参加したい介護予防事業について、「転倒や骨折予防などのための運動能力、筋力の向上」が65.0%で最も高くなっています。

さらに、治療中や後遺症のある病気はあるかとの問いに関しては、高血圧、糖尿病、筋骨格の病気が多い割合が高く、どの病気を予防するにも適度な運動が有用であることが知られているものです。

できる限り自立した生活が送れるように、「転ばぬ先の杖。何か始めないと!」とされているあなた。今日から始められる簡単な体操をご紹介します。できる時だけでも構いません。コツコツ続けてみてください。

- ①片足開眼立ち 1日3回 左右1分間づつ 踏ん張って片足でバランスをとることを意識して、転倒しないようにつかまるところがある場所で、床につかない程度に片足を上げます。
- ②スクワット 1日3回 5〜6回繰り返す 太ももの前後の筋肉、おしり周辺の筋肉に力を入れることを意識して、椅子に腰かけたり、洋式トイレにすわる要領でおしりをゆっくり下ろします。